

倉敷市真備地区復興計画推進委員会条例

(目的及び設置)

第1条 平成30年7月豪雨災害からの復興に向けて、倉敷市真備地区復興計画（以下「復興計画」という。）に基づく事業を着実に推進するため、倉敷市真備地区復興計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 復興計画に基づく事業の実施に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、復興計画の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 公共的団体の役員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市議会の議員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 市長において特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも解任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。